

## 利用者負担金

### 法定給付

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

施設介護サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	算定根拠(単価×日数ほか)
介護報酬の告示上の額	左記の1割	施設介護サービス費の1割

### 予防介護短期入所生活介護

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
ユニット型個室	要支援1	5,400円	540円
	要支援2	6,710円	671円

### 短期入所生活介護

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
ユニット型個室	経過的要介護	5,260円	526円
	要介護度1	7,210円	721円
	要介護度2	7,920円	792円
	要介護度3	8,620円	862円
	要介護度4	9,330円	933円
	要介護度5	9,930円	993円

### 食費

1日当たりの利用料金		
利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
〔第1段階の利用者〕	1,380円	300円
〔第2段階の利用者〕	1,380円	390円
〔第3段階の利用者〕	1,380円	650円
〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,380円

ただし、入・退所時の食事料金は、朝食380円、昼食600円、夕食400円とし段階別利用者負担額は上記表のとおりです。

## 居 住 費

1日当たりの利用料金			
居室区分	利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
ユニット型個室	〔第1段階の利用者〕	1,970円	820円
	〔第2段階の利用者〕	1,970円	820円
	〔第3段階の利用者〕	1,970円	1,640円
	〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,970円

## そ の 他 の 加 算

加算項目	単位	備 考	サービス費	利用者負担金
送迎加算	1回	片道	1,840円	184円
機能訓練体制加算	1日		120円	12円
療養食加算	1日	該当者のみ	230円	23円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	該当者のみ 入所後7日間	2,000円	200円
若年性認知症利用受入加算	1日		1,200円	120円
サービス提供体制強化加算	1日	基準を満たした場合	120円	12円
サービス提供体制強化加算			60円	6円
サービス提供体制強化加算			60円	6円
看護体制加算	1日	基準を満たした場合	40円	4円
看護体制加算			80円	8円
在宅中度者受入加算	1日	該当者のみ	4,250円	425円

## 法 定 外 費 用

区 分	利用者負担金(実費)
理容・美容サービス	・ 髪カット(有料)    ・ 髭剃り(有料)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用	・ 要した費用の実費

## その他自己負担が適当である費用

区 分	利用者負担金(実費)
-----	------------

特別な食事	・ 要した費用の実費 (出前・外食等)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用 (日用品費・教養娯楽費・その他)	・ 喫茶コーナー利用代金 ・ 日常生活品の購入代金 ・ クラブ活動の費用 ・ その他個人的な要望により購入する物の代金

### キャンセル規程

お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡のなかった場合	1 日の料金の 1 0 %

### 当施設ご利用の際に留意いただく事項

#### 利用上の留意事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者は面会の時間を厳守し、玄関に備付の面会簿に記入のうえ必ずその都度職員に届けてください。</li> <li>・ 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。</li> </ul>
施設医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、入所までかかっていた主治医への受診は自由ですが定期的に受診される場合は、通院に際しご家族の協力をお願いします。</li> <li>・ 主治医から配置医師への通知により、定期的に来所する配置医師の受診及び投薬を受けることもできます。</li> </ul>
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。</li> <li>・ 居室での飲酒はできません。</li> </ul>
食べ物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面会時に食べ物を持込むときは、原則として食堂またはフロアで一緒に召し上がってください。居室での飲食はできません。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。</li> <li>・ むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設での生活に必要な最小限の身回り品をご持参ください。</li> <li>・ 衣類・日用品の管理は居室内のタンスをご利用ください。</li> <li>・ 所持品にはマジックまたは、縫付けで記名をお願いします。</li> </ul>

現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金の持込みは特に必要がありませんのでご遠慮願います。</li> <li>電話を使用する際の小銭については自己管理願います。</li> <li>自己負担金自動振替のための預金通帳、印鑑については施設長において責任をもって管理いたします。(契約書第10条第1項)</li> </ul>
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。</li> </ul>

## 運営方針

### 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人博悠会が経営する特別養護老人ホームフランセーズ悠（以下「事業者」と言う。）が行う、指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師その他従業員（以下「従業者」と言う。）が、要介護または要支援の状態（以下「要介護状態等」と言う。）となった高齢者に対し、適正な指定介護短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。</p>
施設の運営方針	<p>事業所の従業者は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療サービスまたは福祉サービスとの密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めるものとする。</p>

## 施設サービス概要説明

### 介護保険給付サービス

種類	内容						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事はできるだけ離床して食堂で召しあがっていただけるよう配慮しています。</li> <li>食事時間 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝 食</td> <td>( 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 )</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>( 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5 )</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>( 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 )</td> </tr> </table> </li> </ul>	朝 食	( 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 )	昼 食	( 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5 )	夕 食	( 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 )
朝 食	( 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 )						
昼 食	( 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5 )						
夕 食	( 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 )						
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の状況に応じて適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>						
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に週2回以上の入浴を行います。</li> <li>必要状況に応じてシャワー浴又は清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いた特殊浴槽での入浴をいたします。</li> <li>車椅子の方は車椅子専用入浴を行います。</li> </ul>						

<p>離床・着替え・整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、体調不良で離床できない等の原因がある場合を除き離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えた着替え、入浴時の定期的な着替えを行うよう努めます。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助いたします。</li> <li>・シーツ交換は週1回行います。</li> <li>・寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。</li> </ul>
<p>機能訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練は専門の訓練員（針・灸・あ・マ師及び看護師）により入所者の身体の状態に適合した機能訓練を行ない、身体的機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>・当施設の所有するリハビリ器具 <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行器                      治療ベッド</li> <li>交互歩行器                4点ステッキ</li> <li>車椅子                      杖</li> <li>平行棒                      訓練用ゲーム                その他</li> </ul> </li> </ul>
<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置医師1名により週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・入所者及びその家族の希望で外部の医療機関に通院する場合はその介添えについて家族で対応をお願いします。</li> </ul> <p>当施設の配置医師</p> <p>病院名    ・栄村診療所      医師：佐々木 公一</p> <p>診療科目    ・内科</p> <p>診察日      ・毎週火曜日（予備日：毎週木曜日）</p>
<p>相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意を持って相談に応じます。</li> <li>・生活相談員ほかスタッフにお気軽にご相談下さい。</li> </ul>
<p>相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者    生活相談員</li> <li>・利用者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する機能に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。</li> </ul>
<p>社会生活上の便宜</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>月1回開催                      カラオケ・誕生会・おやつ作り</li> <li>毎週木曜日開催                喫茶コーナー</li> <li>毎日開催                        ゲーム機能訓練</li> </ul> </li> <li>・主なレクリエーション行事 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の施設行事計画に基づき実施</li> <li>年間の施設行事計画に基づき実施</li> </ul> </li> </ul>

## 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理容・美容	・毎月2回（原則として第1・第3月曜日） 理髪店の出張による理容及び美容サービスをご利用いただけます。（髪カット2,000円・髭剃り500円）

## 身体拘束の改善・廃止について

身体拘束の改善・廃止	当施設は指定介護老人福祉サービスの提供に当たり、自傷他害の恐れがあると認められる場合で、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束以外の身体拘束は行わないことを宣言します。
身体拘束廃止委員会 リスクマネジメント委員会	身体拘束廃止委員会は、施設長・介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護士等により構成し、身体拘束の廃止に向け改善計画を作成し身体拘束ゼロに向けて改善計画の見直しを行います。
身体拘束を行った場合 の記録・改善	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。 この場合態様の改善を待ち、できるだけ早く身体拘束の解除を行うため多職種でのバックアップ体制を講じます。

## ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
施設 介護	特別養護老人ホーム	平成18年11月1日	2073500106	70人
	短期入所生活介護 (介護予防含む)	平成18年11月1日	2073500114	4人

いずれも介護保険基準該当サービスです。

## 施設の概要

### 特別養護老人ホーム

敷地	18,023.77平方メートル
建物	住所 下水内郡栄村大字豊栄2140
	構造述べ床面積 鉄筋コンクリート二階建 4,537.43平方メートル
利用定員	特養70名 ・ 短期入所生活介護4名(介護予防含む)

### 居室

居室の種類	居室数	面積	一人あたり面積
特養施設 ユニット個室	70室	1,015.64㎡	14.50㎡
短期入所生活介護 (介護予防含む) ユニット個室	4室	52.46㎡	13.11㎡

指定基準は、居室一人当たり 10.65㎡です。

### 主な設備 (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

設備の種類	室数等	面積	一人あたり面積
共同生活室兼食堂	8室	953.14㎡	12.88㎡
ふれあいコーナー	1室	48.86㎡	0.66㎡
相談室	1室	15.90㎡	.....
洗濯室	1室	29.3㎡	.....
個人浴室	3室	13.95㎡	.....
一般浴室	1室	37.25㎡	.....
機械浴室	1室	36.20㎡	.....
医務室	1室	30.11㎡	.....
地域交流室兼 機能訓練室	1室	252.68㎡	.....
厨房部門	全体	176.35㎡	(内厨房86.35㎡)

職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1.0		看護師
介護支援専門員	1	1				1.0	1	介護支援専門員
生活相談員	1	1				1.0	1	社会福祉主事他
介護職員 （短期入所職員）	33 (2)	28 (2)		5		27.6 (2)	25.0 (2)	介護福祉士他
看護職員	5	3		2		3.1		看護師
機能訓練指導員	1	1				1.0	1以上	看護師
配置医師	1			1		0.05		医師（嘱託）
管理栄養士	1	1				1.0	1以上	管理栄養士



### 協力医療機関

医療機関の名称	飯山赤十字病院	津南病院
医院長名	病院長 川村信之	病院長 石川眞一郎
所在地	飯山市飯山 2 2 6 - 1	新潟県中頸城郡津南町 大字下船渡丁 2 6 8 2
電話番号	0 2 6 9 - 6 2 - 4 1 9 5	0 2 5 7 - 6 5 - 3 1 6 1
診療科目	総合病院	総合病院
入院設備	あり ベッド数 3 0 0 床	あり ベッド数 1 1 4 床
契約の概要	特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ（以下施設と言う。）に入所している利用者が、病気やケガ等で容態が急変し入院して加療が必要になった場合施設の依頼又は、利用者本人（家族）からの申し出により、病院の事情が許す限りにおいて入院または診療・治療を受け入れる。	

### 協力歯科医療機関

医療機関の名称	栄村国民健康保険栄村歯科診療所
院長名	山本克和
所在地	長野県下水内郡栄村大字北信 3 6 0 2 - 1
電話番号	0 2 6 9 - 8 7 - 3 0 2 0

## 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ消防計画」に従って非常時の緊急対応を行ないます。			
近隣との協力関係	<p>社会福祉法人博悠会は栄村平滝区と『災害時における協力応援体制覚書』で近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年8月31日締結)</p>			
平常時の訓練 及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ消防計画」に従って、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の皆様および栄村平滝区の皆様が参加して実施します。			
	設備名称	個 数	設備名称	個 数
	スプリンクラー	あ り	防火扉シャッター	あ り
	非常階段	あ り	屋内消火栓	あ り
	自動火災報知器	あ り	非常通報装置	あ り
	誘導灯	あ り	漏電火災報知器	あ り
	ガス漏れ報知器	あ り	非常用電源	あ り
	カーテン・蒲団等は防災性のあるものを使用しています。			
消防計画	<p>消防署への届出日           平成18年9月9日</p> <p>防火管理者                 加藤彰紀</p>			

## 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用の場合の相談	苦情解決責任者	副施設長	半藤則子
	苦情受付担当者	生活相談員	桑原拓也
	第三者委員	評議員	三井静江・監事 宮澤栄一
	ご利用時間	土日曜日・祭日を除く毎日9:00~17:00まで	
	ご利用方法	電話・面談・手紙等いずれの方法でも結構です。	

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

北信広域連合管内各市町村の担当課	飯山市	保健福祉課	所在地 飯山市大字飯山1110-1 電話番号 0269-62-3111 FAX 0269-62-3127
	木島平村	民生課	所在地 下高井郡木島平村大字往郷973-1 電話番号 0269-82-3111 FAX 0269-82-4121
	栄村	住民福祉課	所在地 下水内郡栄村大字北信3601-5 電話番号 0269-87-3301 FAX 0269-87-3308
	中野市	健康長寿課	所在地 中野市西1-1-7 電話番号 0269-23-2255 FAX 0269-22-2295
	野沢温泉村	民生課	所在地 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817 電話番号 0269-85-3112 FAX 0269-85-4760
	山ノ内町	健康福祉部	所在地 下高井郡山ノ内町大字平隠3352-1 電話番号 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527
長野県国民健康保険団体連合会		所在地 長野市大字西長野字加茂北143-8 電話番号 026-238-1555 FAX 026-238-1560	
長野県福祉サービス運営適正化委員会		所在地 長野市若里1570~1 電話番号 026-226-2035 FAX 026-291-5180	